这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此小册子按内容分章，您可根据需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに１シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー)、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970(直通)
ファックス：927-4955
E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp
月・水・金　午前９時～午後５時

市役所本庁舎７階

市役所 主栋 7 楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

編制：草加市　　协助：草加市国际问询角

作成：草加市　　協力：草加市国際相談コーナー

（令和８年度一部改訂）

目录　項目一覧

A-1	入国时的手续	入国時の手続き
A-2	住民登记	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登记	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車･バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ･学ぶ
B-11-1	**紧急时应采取的措施**	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化･運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

草加市指南

B-11-1
紧急时应采取的措施

緊急のときの対応

＊このシリーズはやさしい日本語で書かれています。
＊草加市のお住いの方の情報です。

Ｂ－１１－１　紧急时应采取的措施

警察署（１１０）和消防署（１１９）的电话号码全国一样。电话费免费。也可以使用公共电话、手机和多机能型携带电话、PHS。

草加市内设有避难所，当发生地震、水灾时，不论国籍任何人都可在避难所获得水、食物和信息等。

１．向警察署（１１０）通报

当遇到被盗、致伤等犯罪行为和交通事故时，为避免日后的纠纷，即使很小的事故也要立刻拨打１１０(不需要地区号码)与警察联络。

２．向消防署（１１９）通报

火灾、急病、重伤（包括交通事故）时，立刻拨打１１９(不需要地区号码)与消防署联络。首先要讲明是火灾还是急救。

＜打电话时要讲明的事项＞

①发生了什么事　　例如：火灾、急病、被盗、打架、交通事故等

②住址或位置在什么地方（从附草加市开始）以及周围的明显标记等。

③自己的名字

④电话号码

⑤如果有人受伤，也要讲明。

※如果用手机打电话通报的话，请不要走远或离开现场。
　通报后也不要关机。

B-１１-１　緊急のときの対応

警察署（１１０）と消防署（１１９）への電話は日本全国どこでも共通です。通話料は無料で、公衆電話、携帯電話、多機能型携帯電話、ＰＨＳからでもかけられます。

地震や水害など災害があった場合、市内に避難所が設けられ、国籍に関わらず利用することができ、水や食料、情報などを手にすることができます。

１．警察署（１１０）への通報

盗難、傷害などの犯罪や交通事故に遭ったときは、後日のトラブルを避けるために小さな事故でも、すぐに１１０番（局番不要）で警察署に連絡してください。

２．消防署（１１９）への通報

火事、急病、大けが（交通事故のけがも含む）のときは、１１９番（局番不要）で消防へ連絡してください。最初に、火事かまたは救急のどちらなのかを伝えます。

伝えること

①何があったか　　火事、病気、泥棒、喧嘩、交通事故など

②今いるところの住所（草加市から伝える）、近くの目印となるもの

③自分の名前

④電話番号

⑤けが人がいる場合は、それも伝える

※携帯電話から電話をかけた場合は現場から離れたり、
　移動しないで下さい。通報後も電源を切らないで下さい。

3. 急救电话 （要通话费）

假日及夜间急病时可向护士咨询 （日语）

① 儿童：＃８０００ ＊或者是 048-833-7911 （24 小时 365 天对应）

② 成人：＃７１１９ ＊或者是 048-824-4199 （24 小时 365 天对应）

听到声音应答(日语)后，儿童相谈的话选择1 ,成人相谈的话选择2

能有 23 种语言对应。

4. 交通事故

（1）被害人

① 拨打１１０叫警察。

② 慎重起见，即使是轻伤也要去看医生。

③ 确认对方的名字、住址、电话、驾驶证号码、车牌号码、保险公司以及保险种类。

④ 如果有目击者，确认他的联络方式。

（2）肇事人

①对受害人进行应急处理，拨打１１９叫救护车。

②拨打１１０叫警察。

③听从警察的指示。

④给自己加入的保险公司打电话。

（3）有关交通事故的问询

埼玉县设有交通事故咨询处，方便咨询有关私下和解等问题。

3．救急電話相談（通話料が必要）

休日・夜間の急な病気について看護師と相談できます。

①子ども：＃８０００ ＊または 048-833-7911 （24時間365日対応）

②大人： ＃７１１９ ＊または 048-824-4199 （24時間365日対応）

音声案内（日本語）が聞こえたら、子どもの相談は1 を選び、大人の相談は2を選びます。２３か国語での対応ができます。

4．交通事故

（1）被害者になった場合

①１１０番通報をして、警察官をよぶ。

②軽いけがでも、念のため医師の診断を受ける。

③相手の氏名、住所、電話番号、運転免許証番号、プレートナンバー、保険会社と保険の種類を確認する。

④目撃者がいれば連絡先を確認する。

（2）加害者になった場合

①被害者の応急手当をし、１１９番通報をして救急車を呼ぶ。

②１１０番通報をして、警察官をよぶ。

③警察官の指示に従う。

④自分が加入している自動車保険の会社に連絡する。

（3）交通事故相談

埼玉県では示談の仕方が分からない等の問題で困っている人にアドバイスをする為、交通事故相談を実施しています。

月～金曜日(祝・休日を除く)

午前9時 ～ 午後4時半（電話相談）

「交通事故相談所」 電話 048-830-2963

さいたま市浦和区高砂3-15-1（県庁第２庁舎１階）

时间是星期一至五　（公休日除外）

上午 9 点至下午 4 点半。（电话咨询）

・交通事故相談所　（埼玉县交通事故问询处）　电话　048-830-2963

　さいたま市浦和区高砂 3-15-1 （县厅第 2 厅舍 1 楼）